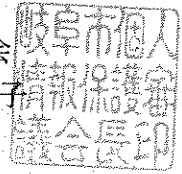


答 申 第 248 号
平成31年2月27日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年2月20日付け岐阜市子支第789号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（以下「県医療福祉連携推進課」という。）は、県内の在宅で暮らす障がい児者等（医療的ケア児を含む。）（以下「在宅障がい児者等」という。）及びその介護者の実態を把握するとともに、これらの者から求められるサービスに関する介護者の意識等を調査し、各種支援施策の充実を図ることを目的として在宅障がい児者等に対し、在宅障がい児者等調査（以下「調査」という。）を実施する。

調査の実施に当たり調査対象者を抽出するため、県医療福祉連携推進課より、本市在住の小児慢性特定疾病医療受給者証所持者に係る情報の提供依頼があったため、条例第10条第2項第6号の規定により、子ども未来部子ども支援課が保有する当該情報を県医療福祉連携推進課に提供するものである。

なお、当該調査の結果については、県医療福祉連携推進課から岐阜大学障がい児者医療学寄附講座に提供され、障害児者医療（医療的ケア児に係る医療を含む。）の学術研究の目的のために利用される。

(2) 対象者

平成31年4月1日時点で、本市において小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する者

(3) 提供する個人情報

対象者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢及び疾病群（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体・遺伝子、皮膚疾患別）

2 意見

対象者の電話番号以外の保有個人情報の提供については適当なものと認める。